二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　自衛官候補生の身分の新設に伴い、都道府県等が行う自衛官候補生の募集に関する事務について所要の規定の整備を行うこととした。（第一一四条及び第一一七条～第一二〇条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び別表第一〇関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　自衛官候補生の身分の新設に伴い、食事の無料支給、被服の無料貸与及び支給等について定めるとともに、自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項及び自衛官任用一時金の額等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条、第一七条～第一七条の三、第一七条の六、第一七条の六の六、第一七条の七、第一七条の一〇の二、第一七条の一二、第一七条の一三、第一九条の二～第一九条の四、第二五条、別表第九及び別表第一〇関係）

2　三等陸士、三等海士及び三等空士の階級の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一、別表第一の二及び別表第七関係）

四　関係政令の規定の整備関係

自衛官候補生の身分の新設に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

五　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年七月一日から施行することとした。

---

**◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七号）

（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として地域社会雇用創造事業交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

**◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八号）（厚生労働省）

1　当分の間、被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準について当該基準による保険料賦課の減額措置が適用される期間を延長することとした。（第一一条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

**◇ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第九号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二二年九月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

# 法律

## 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

**法律第一号**

### 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

**第一条**　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第五号」を「第六号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四号中「二兆五千五百五十三億円」を「四兆三百十億三千七百五十万円」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　平成二十一年度における交付税の総額を確保するため第一号から第三号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額　一兆四千七百五十七億三千七百五十万円

附則第四条の二の見出し中「平成三十八年度」を「平成四十二年度」に改め、同条第六項中「相当する額」の下に「及び前条第一項第五号に掲げる額に相当する額」を加え、「平成二十七年度」を「平成四十二年度」に改め、「総額は、」の下に「平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度にあつては」を、「二千四百八十二億九百五十万円を」の下に「、平成二十八年度から平成三十六年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十七年度及び平成三十八年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

**第二条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第四号」を「第五号」に、「額とする」を「額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十七年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする」に改め、同条に次の一号を加える。

四　地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　九百八十三億八千二百五十万円

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博

財務大臣　菅　直人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

## 雇用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

**法律第二号**

### 雇用保険法の一部を改正する法律

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国庫負担に関する暫定措置）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

**第十四条**　国庫は、平成二十一年度における第十六条第一項に規定する求職者給付及び雇用継続給付並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、前条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担する。

2　平成二十一年度における前条第三項の規定の適用については、同項中「附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第十三条第一項及び第十四条第一項」とする。

**第十五条**　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。